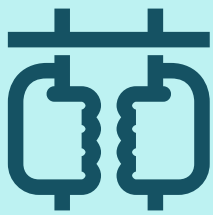




シリアにおける GBV関連の法律と政策

法律では、「名誉」殺人に対して寛大な処罰が定められ、「名誉」殺人か否かの判断は裁判官の裁量に委ねられている



不貞行為（姦通）に関する刑法上の規定は、男性に不当に有利で、強制性交された女性が被害を届け出ると姦通罪に問われる危険がある

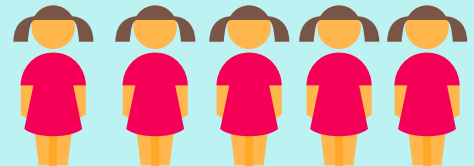
不貞行為（姦通）を通報する権利については、妻は夫と同等ではない



男性はレイプ被害者と結婚すれば強制性交罪の訴追を免れることができる



シリアの法律では強制性交は犯罪だが、妻への強制性交は例外であるため、夫が妻に対して強制性交を行っても起訴されない



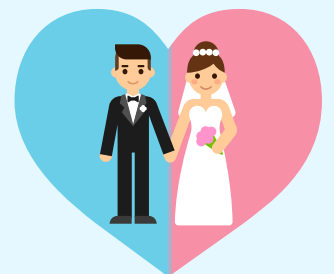
シリアでは、女性器切除(FGM)は法律で禁止されている

人身売買に関しては、その罰則を詳細に規定した特別法が存在しているが、実際に人身売買事件が起こった場合には、その被害者保護規定が十分ではない刑法総則を適用する裁判官が多いのが実情である



結婚、離婚、相続の権利に影響する女性の身分の権利は、本人の宗教的アイデンティティに左右される

法的に結婚が有効となるためには、女性の同意が必要だが、場合によっては新婦側の後見人男性が、婚姻の取消しを請求できる



現在、結婚できる最低年齢は男女同じだが、初婚の成人女性の場合、場合によっては男性後見人が、結婚を阻止することができる